

万葉図書・情報室だより52号

『延喜式』

今回は、古代史を知る上での基礎文献のひとつ、『延喜式』をご紹介します。

日本の古代国家は、国家を運営するための方式として、律・令・格・式を導入していきました。律は刑法、令は行政法のような内容を持っています。律と令がそろって施行されたものとしては、大宝元年（七〇一）に完成した大宝律令と養老年間に編纂され、天平宝字年（七五七）年に施行された養老律令があります。格は、現行法令を表します。律令は国家統治の原則のようなものから、そう簡単には改訂できません。そこで古代国家は、随時法令を発令することで、変化する社会情勢に対応していきました。それが格です。

式は、施行細則です。令に規定された事柄を具体的にどのように施行していくのかを記した、官人たちのマニュアルでした。式には、弘仁一

一年（八二〇）に撰進された「弘仁式」と貞観一三年（八七一）に施行された「貞観式」、そしてこの『延喜式』がありますが、ほぼ完全な内容が伝えられているのは『延喜式』だけです。『延喜式』は、延喜五年（九〇五）に編纂が開始され、延長五年（九二七）に完成奏上、康保四年（九六七）に施行されました。

『延喜式』は、一〇世紀に成立した文献ではありますが、そこに記されていることは、同書編纂以前のある時期に効力を持った条文ではあるものの、必ずしも一〇世紀にも効力を有していた条文というわけではありません。そのため、『延喜式』から歴史を考える場合には、その条文がいつ成立し、いつまで効力を有したのかも考えなくてはなりません。

『延喜式』の内容は、律令官制に沿って部署ごとに書かれています。中でも全体の三分の一弱を占めるのが神祇官に関する部分です。

神社がお好きな方なら「式内社」

という言葉聞いたことがあるのではないのでしょうか。「式内社」とは、『延喜式』の神祇官に関する部分のうち、国家が関与する全国の神社名を列記した「神名式」に記載のある神社のことです。中世以降、これは「延喜式神名帳」とも呼ばれるようになります、そこに名のある式内社であることが、神社の格の高さにつながりました。ちなみに、「延喜式神名帳」とは別に、各国神名帳（大和国神名帳等）と呼ばれるものも中世以降成立しますが、これは国ごとの主要神社を記したもので、「延喜式神名帳」とは別の文献です。

なお、筆者が好きで時々見ているのは、朝廷の饗膳を掌る部署の「大膳式」や天皇・皇后等の食事を掌る部署の「内膳式」等です。ここには古代の食事にまつわる情報が事細かに記されており、『延喜式』レシピから古代食の復元もいくらか可能になるほです。

古代社会の細かなところまで知るきっかけになる『延喜式』。一度読んでみてはいかがでしょう。

（主任研究員 吉原啓）

322.135

トラオ

図書・情報室では
『訳注日本史料延喜式』
虎尾俊哉編を所蔵（書庫）しています。

○新着図書案内○

☆『万葉集』と東アジア
（辰巳正明編／竹林舎）

☆折口信夫的思考
（上野誠／青土社）

☆日本書紀の誕生
（遠藤慶太・河内春人ほか編／八木書店）

☆『作庭記』と日本の庭園
（白幡洋三郎／思文閣出版）

☆天皇陵古墳を歩く
（今尾文昭／朝日新聞出版）

☆行基と歩く歴史の道
（泉森 皎／法蔵館）

☆玉 ー古代を彩る至宝ー
（古代歴史文化協議会編／ハーベスト出版）

☆大和山田寺跡 本文・図版編
（奈良文化財研究所／吉川弘文館）

利用案内

開館時間 午前十時～午後五時半

休館日 一月曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始・展示替日

図書室のご利用は無料です

閲覧でのご利用になります。

コピーサービス 白 黒一枚 10円

カラー一枚 50円

奈良県立万葉文化館万葉図書・情報室

奈良県高市郡明日香村飛鳥一〇

0744-5411850（代）